

SAGA 市報 さが

平成13年 **1** 月15日号 / No.790

CONTENTS

2・3 特集

「中高層建築物の建築に係る
紛争の予防と調整に関する条例」制定

4 「今後の学校給食のあり方」
検討経過と今後の計画

8・9 人権・同和問題

6 リサちゃんのリサイクルレポート

14 佐賀市歴史探検



第49回佐賀市校区対抗駅伝大会開催!

各校区の代表選手の走りに
皆さんのご声援をお願いします。

- ・日時 1月28日(日)10時スタート
- ・場所 市立城西周辺 6区間(28.9km)
- (写真～昨年の駅伝大会)



市報さがは再生紙を使用しています。

4月1日から施行

『中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例』を制定

条例を制定することになった背景

最近、市内ではマンションなどの中高層建築物の建設が多く見受けられますが、これに伴い建築に関する紛争（トラブル）が発生しています。

中高層建築物の建築に関する紛争は、当事者間の話し合いで解決していただくことが必要ですが、現実には、話し合いによる自主的解決に至らないことが多いようです。

市では、平成2年に中高層建築物の建築に係る紛争の未然防

止を目的とした指導要綱を制定し、これに基づいて行政指導を行ってきましたが、これまで以上に紛争の予防や調整を図るために、指導要綱の内容を充実させた条例を制定することとなりました。

条例の対象となる中高層建築物は、4階建て以上または高さ15メートルを超える建築物です。

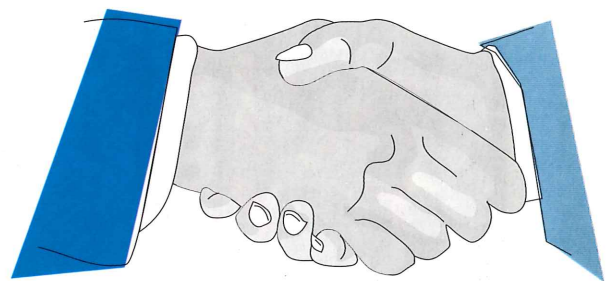
市が紛争の調整・調停を行います

紛争の調整とは、紛争当事者からの申し出により、市が双方の意見を聞き、問題解決について調整を行うことです。

ただし、紛争当事者間に合意の見込みがない場合は、調整を打ち切ることもあります。

紛争の調停とは、調整によっても解決できない場合で、紛争当事者からの申し出により、市の建築紛争調停委員会において、紛争解決のための調停を行うことです。

ただし、紛争当事者間に合意の見込みがない場合は、調停を打ち切ることになります。



建築主の方へお願い

条例の制定により、中高層建築物の建築の計画に際して、周辺の居住環境や教育施設などへの影響に配慮するよう努めていただく必要があります。

また、建設予定地周辺の皆さんへの工事内容などの周知期間が延長されるなど、建築確認申請以前に行っていたいただく手続きが変更されます。

条例の趣旨をご理解いただき、紛争の予防にご協力をお願いします。

なお、現在、マンションなどの建設を計画されている場合で、ご質問があればご相談ください。

建築物そのものを制限するものではありません

この条例は、中高層建築物の建築に際して、建築主の方と近隣住民の皆さんとの間で生じる紛争を予防したり調整したりする目的で制定したものであって、建築物そのものを制限したり規制するものではありません。

◎問い合わせ 建築指導課

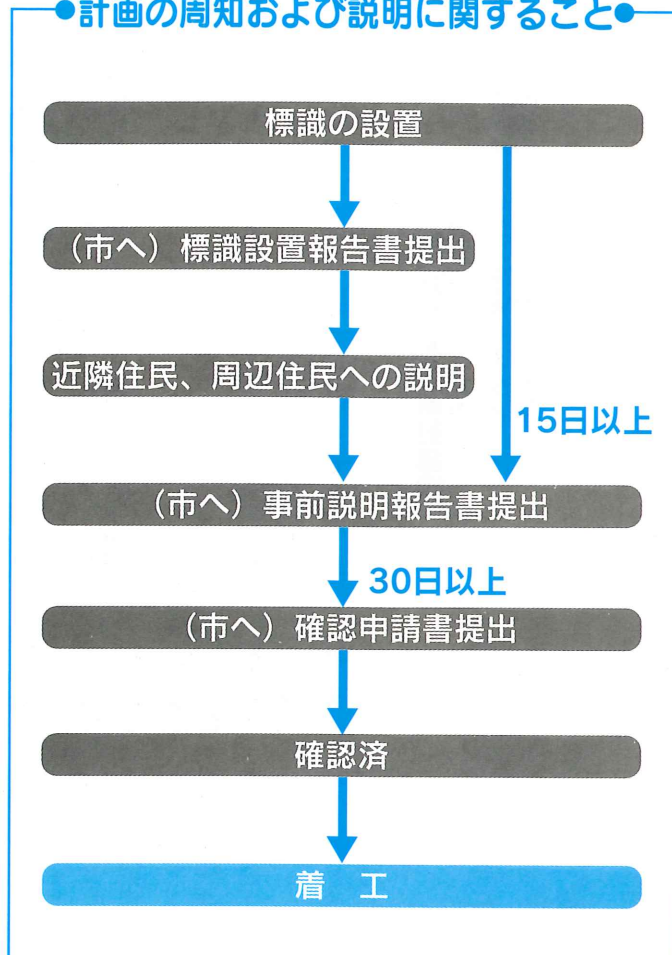
☎ 24・31511内線291

住みよい
まちづくり
のために

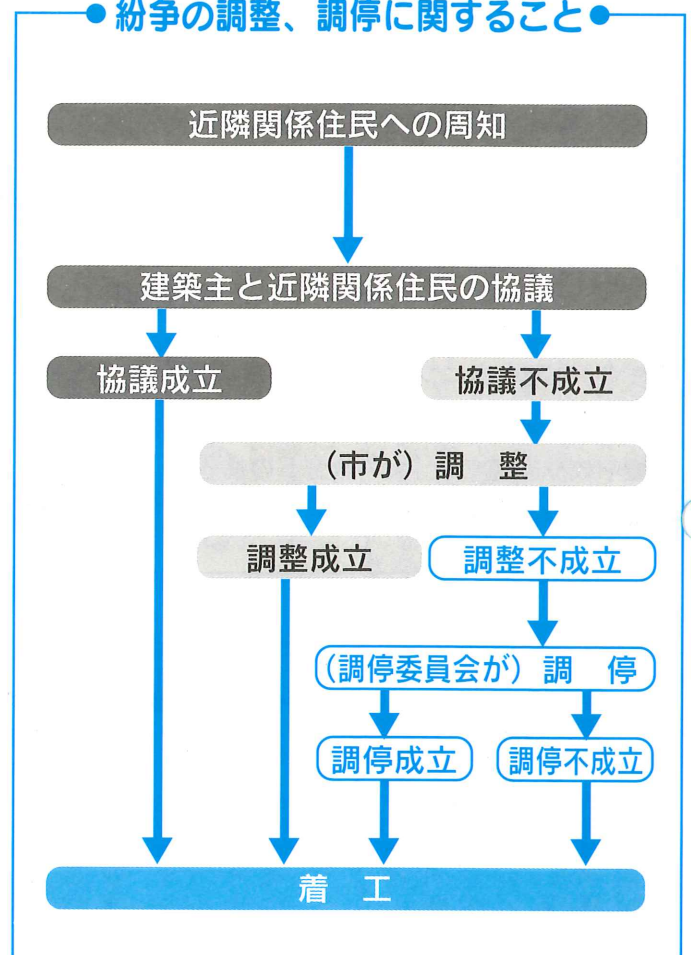


手続きの流れ

●計画の周知および説明に関すること●



●紛争の調整、調停に関すること●



Q&A

『中高層建築物の建築に伴う
紛争（トラブル）を未然に防ぐためには？』

Q1

家のすぐ近くに大きなマンションが建つらしいのですが、日陰のことなどいろいろなことが心配です。どうすればよいのでしょうか。

A

建築主の方に、建築の計画について説明を求めてください。そして、不安に思うことや疑問に感じたことを聞いてみましょう。まず、建築計画をきちんと把握することが大切です。

Q2

建築の計画について説明を受けましたが、建築主に要望したいことがいくつかあります。どのように申し入れを行えばよいのでしょうか。

A

建築主の方に的確に要望を伝えることが大切です。要望事項を分かりやすくまとめ文書などで要望し、回答をもらうようにしましょう。

Q3

回答をもらいましたが、納得のいく内容ではありませんでした。今後どのように要望を行えばよいのでしょうか。

A

何度か話し合いを行うようにしましょう。お互いが相手のことを理解して話し合いを持つことが大切です。

Q4

話し合いを行っても合意する余地が見当たりません。市役所の建築指導課の窓口で、皆さんからのご相談をお受けしています。条例による紛争の調整や調停を行うこともできますので、お問い合わせください。

今後の学校給食のあり方についての

検討経過と今後の計画

市教育委員会では、昨年4月から2カ月間、子どもの食生活の乱れや行財政改革の問題などから子どもの食生活の現状を分析し、「今後の学校給食のあり方」について調査、検討を重ねてきました。そして、左のような中間報告をまとめました。

これまでの検討経過

市教育委員会では、昨年4月から2カ月間、子どもの食生活の乱れや行財政改革の問題などから子どもの食生活の現状を分析し、「今後の学校給食のあり方」について調査、検討を重ねてきました。そして、左のような中間報告をまとめました。

これを受けて、昨年の10月からこれまで7回の教育委員会研究会を開催し、来月末には、「今後の学校給食のあり方」について、方向性をまとめることにし

中間報告に基づく運営方式の「直営方式か委託方式か」については、昨年10月からさらに調査、検討を深めてきました。

これまで学校給食関係者（学校長、学校栄養職員、給食調理

員など）や保護者の代表から意見を聞き、有識者からの講話や現在調理業務の一部を民間委託している福岡県大野城市と春日市の視察、調査を行いました。

◎学校給食関係者や保護者の代表からの民間委託に対する主な不安点

①「安全面への対応」への不安
～民間は営利を優先し、安全面への対応がおろそかになるのでは？

②「献立内容」への不安
～従来使用している食材や献立内容に影響があり、質の低下をきたすのでは？

③「栄養士と調理員の連携」についての不安
～職種および採用の違いにより連携がとれなくなるのでは？

◎視察先における不安点への対応状況

①「安全面」に対しては、業者選考の方法、契約のやり方、調理仕様書などでの的確な指示、チェック体制の強化などにより対処されています。

②「献立内容」の低下への対策については、献立の作成、物資の購入および調理方法の指示などは学校栄養士が行い、直営の場合と同じとなっています。

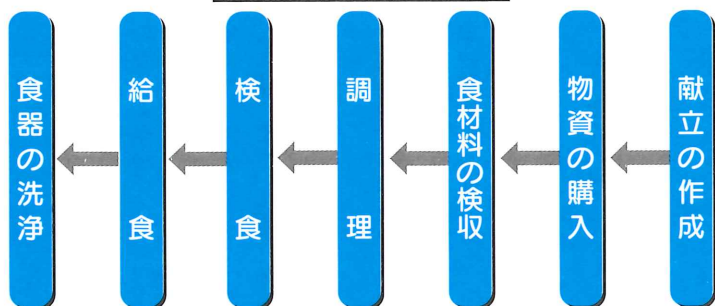
③「栄養士と調理員の連携」については、学校給食関係者と調理員の意味疎通を十分行うため

に、毎日の「調理前のミーティング」および「業務終了後のミーティング」、定例の「献立委員会への参加」などが行われていきます。

視察先における委託業務の内容

学校給食は、次の順序で行われます。

学校給食の流れ



視察先では、このうち「調理」「食器の洗浄」の部分のみが民間委託となっており、その他の工程は委託業者は関与されていません。

今後の検討計画

教育委員会では、今後も数回の研究会を開催し、来月末には、「今後の学校給食のあり方」の方向性を取りまとめる予定です。このうち、保護者代表を対象とした研究会も2回予定しており、これまで十分にお聞きすることができなかった各学校の保護者のご意見などを教育委員が伺うことにしています。

その他

なお、現在、教育委員会研究会では、
・学校給食パン用国産小麦の使用
・安全な食器への切り替え
・「食農教育」の推進

についても、新たに追加をして調査、検討しています。

◎問い合わせ 学校教育課
☎ 24・3151 内線 424
<http://www.city.saga.jp/>



昨年5月にまとめられた

今後の学校給食のあり方についての中間報告【概要】

■学校給食の調理方式は、引き続き自校方式が望ましい。

■運営方式の「直営方式か委託方式か」については、資料、協議時間が十分でないため、引き続き議論を重ね、慎重に検討していく。

また、下記の点についても同様に検討していく。

- 安全な食材と地場産品の導入
- 学校や家庭での「食の教育」の推進
- 年間給食実施回数

介護保険 Q&A



Q 要介護認定を受けたら、サービス支給限度額内の現金がもらえるのですか？

A 介護保険は、認定を受けた方に現金支給をする仕組みではありません。

支給限度額内で利用したサービスの1割を自己負担していたでいて、9割を保険から給付する仕組みになっています。

1カ月に利用できる在宅サービスの限度額は、

・要支援	61, 500円
・要介護1	165, 800円
・要介護2	194, 800円
・要介護3	267, 500円
・要介護4	306, 000円
・要介護5	358, 300円

となっています。

例えば、1カ月で50,000円のサービスを受けた場合は、5,000円の自己負担になります。

ます。

Q 保険料を支払えば、どんな人でもサービスを受けられるのですか？

A 介護保険は、40歳以上の方から保険料をいただいて、介護の必要な方の費用に充てていく社会保険制度です。

サービスを受ける場合は、申請をして介護が必要と認められた方であれば、だれでも利用時に費用の1割を負担することでサービスが受けられます。

Q 申請をすればすぐにサービスを利用できるのですか？

A 要介護認定の申請をしてから認定結果が出るまでに約1カ月かかります。

しかし、申請と同時にサービスを受けることができます。

認定結果が出る前にサービスを利用した場合は、サービス費用の全額がいったん自己負担となります。

認定の結果、介護が必要と認められれば、後で9割分を払い戻します。

非該当の場合は、全額自己負担で払い戻しはありません。

介護保険についての疑問や質問をお寄せください

介護保険制度の仕組み、保険料、サービスについてなど、お気軽にお問い合わせください。お寄せいただいた質問の中から毎月ご紹介いたします

◎問い合わせ 社会福祉課 長寿推進室 ☎24・3151 内線386・387

【メールアドレス】

shakai@city.saga.saga.jp

介護相談員が相談にうかがいます

介護保険に関する疑問点などはありませんか？

佐賀中部広域連合では、介護保険について専門の相談員がご相談に応じます。

自宅への訪問もできます。プライバシーは厳守されますので、安心してご利用ください。

◎問い合わせ 佐賀中部広域連合 ☎40・1111 またはフリーダイヤル 0120・65・2114



提言箱にいただいた皆さんからの質問にお答えします

No.14

〔提言〕
企業を積極的に誘致して人口増を図り、佐賀市をもっと発展させてもらいたい。

ました。

〔回答〕
企業誘致は、雇用の拡大や税収の増加など地域振興の上で大変重要な政策であると考え、市では積極的に行っています。平成6年度からは久保泉工業団地への企業誘致を始めており、現在、工場用地全体35haのうち約56%を売却、12社が立地し10社が創業を開始しています。しかしながら、長引く不況により新たに工場用地を購入して立地する企業を見つけることが大変困難になってきました。最近の傾向としては、初期投資を抑える目的から既存の空き工場への立地を希望する企業が多くあります。

今後とも情報収集に努め、市をあげて積極的に企業誘致を行っていきたく考えています。(商工振興課取扱い)

さらに、市内の既存企業のなかには業務拡張などにより新たに工場用地を求める際に市外への転出を検討する企業も出てきます。

■FAX 28・9188

■ホームページアドレス

<http://www.city.saga.saga.jp/>

◎提言箱についてのお問い合わせ

秘書広報課市民相談室

☎24・3151

内線 158～160



リサちゃんの リサイクルレポート

No.7

紙ひもは水に強いのか？



12月15日号の「白い紙ひも特集」はいかがでしたか。

古紙を結ぶのに麻のひもやビニールのひもを使っている方は、ぜひ一度、環境にとってもやさしい白い紙ひもを使ってみてください。

紙ひものイメージは？

特集号について、いろいろなご意見をいただきました。ありがとうございます。

その中で「雨にぬれて紙ひもが切れるのが心配」というご意見が多くありました。紙ひもは水に弱いのでしょうか。実験してみました。

実験の方法

1. いろいろな重さの新聞やチ

ラシを白い紙ひもで結びます。



6.0 kg 4.5 kg 3.0 kg 1.5 kg

2. 水をはったトレイに新聞を浸し、紙ひもの部分をしっかりとぬらします。



6.0 kgの新聞の束。持ち上げるとひもが切れてしまいました。



3.0 kgの新聞の束。ぬれた紙ひもでしっかり持ち上げられました。

3. ひもの部分を手で持ち上げて、切れるかどうか確かめます。

実験の結果

新聞	紙ひもの状態
① 1.5 kg	切れなかった。 多少揺らしても大丈夫。
② 3.0 kg	切れずに持ち上がった。
③ 4.5 kg	気をゆるめたら切れた。
④ 6.0 kg	すぐ切れた。

雨の日の紙ひも

ぬれた紙ひもは4・5 kg以上の新聞を支えられませんでした。では、雨の日はどうしたらいいのでしょうか。

実験のように紙ひもが水をたっぷり含んでしまうには時間がかかります。家からごみステーションが近ければ、多少ぬれてもひもが切れることはないでしょう。

心配な場合は、結ぶ新聞を3

環境にやさしい 市民の集い



市では、佐賀市環境保健推進協議会と一体となって、生活環境の保全と健康づくりの推進を図り、健康で快適なまちづくりの実現に向けて環境保健事業に取り組んでいます。

このたび、第41回佐賀市環境保健推進大会を開催することとなりました。

市民、事業所の皆さんの多数

kg以内（朝刊約10日分）にする
といいでしょう。

たとえひもが切れていても、
また新聞がぬれていても、収集
はしますのでご安心ください。

もちろん、**水にぬれなければ強
さには問題ありません。**6 kgの
新聞も軽々と運べます。

白い紙ひもを使って、古紙の
丸ごとリサイクルにご協力くだ
さい。

◎問い合わせ 環境課 ☎ 24・3
151内線 313・314

のご来場をお待ちしています。
□日時 2月3日(土)
12時40分～16時
(12時受付開始)

□会場 市民会館大ホール(水
ヶ江一丁目)

□内容
・環境保健に関する表彰
・リサイクル活動発表(開成小
学校)

・講演「環境の基本は水・空
気」これからの地球を考える」
〔講師〕江森陽弘(ジャーナリ
スト)

□入場料 無料

◎問い合わせ 環境課環境保全
係

☎ 24・3151内線 315・3
16

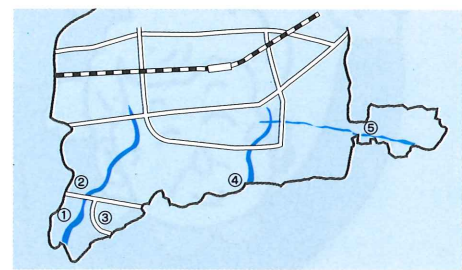
河川水の農薬調査を

行っています

市では、現在、市内で水田の除草剤として最も多く使用されているチオベンカルブによる水質汚染を監視するため、毎年、夏季に、市の最下流部となる左の5地点で調査を行っています。

① 湾堂樋管（鍋島・嘉瀬地区の水田の下流になります）
② 本庄江橋（本庄江川にかかる国道444号線の橋です）
③ 丸目橋（西与賀・本庄地区の水田の下流になります）
④ 中島橋（八田江川にかかる川副町との境界付近の橋です）
⑤ 三丁龍橋（佐賀江川にかかる橋で兵庫・巨勢地区の下流になります）

〔下の地図参照〕
今年度は7月に調査を実施し、いずれの地点も定量下限値（0.001ml/l）未満で、チオベンカルブは検出されませんでした。



最下流域で未検出でしたので、佐賀市の河川では、チオベンカルブによる汚染はないと思われます。

◎問い合わせ 環境課環境保全係
☎ 24・3151内線316

環境セミナー 参加者募集

佐賀市には、総延長が2,000kmにもおよぶ河川、クリーク、水路が流れており、そこは、さまざまな種類のトンボをはじめ、他県では見られないような貴重な生物たちの生息場所となっています。

この自然環境を守り、生物たちと共存していくために私たちのすべきことは何か？
今一度目を向け、考えてみませんか？

・日時 1月27日(土)10時～12時
・場所 市立図書館2階多目的ホール
・テーマ 「佐賀平野にすむト

冬の星空観察会のおしらせ

最近、夜空を見上げて昔より星が見えなくなつたと感じることはありませんか？
人工光により夜空の明るさが増し、星が見えにくくなることを「光害（ひかりがい）」と呼んでいます。

ンボたち」
・講師 佐賀大学農学部教授 東 和敬氏
・定員 100人程度
※入場無料
・締め切り 1月25日(木)
・申し込み先 環境課
☎ 24・3151内線315

また、人間の経済活動の発展による大気汚染も深刻です。市では大気汚染・光害について実際に皆さんに認識してもらうために星空観察会を開催します。

美しい星空を観察することで、これらの問題についてじっくり考えてみませんか。

・日時 1月19日(金)19時～21時
※天候が悪い場合は26日(金)に順延
・場所 西与賀コミュニティセンター
・内容 双眼鏡による観察など
※双眼鏡をお持ちの方はご持参ください。(7倍×50mm)
・定員 先着50人
・申し込み先 環境課
☎ 24・3151内線315

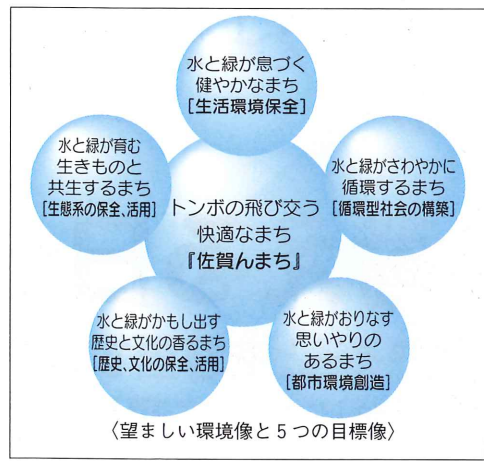
21世紀の佐賀市の環境って？

皆さんは市の目指している環境像をご存じですか。

市では、平成9年に佐賀市環境基本計画を策定し、望ましい環境像として「トンボの飛び交う快適なまち・『佐賀んまち』」を目標にあげています。

本市の特徴である水と緑、そこに共生する人と生きものをイメージし、大人から子どもまでなじみが深く、きれいな水辺に繁殖して蚊の駆除の助けにもなるトンボを市のシンボルとしたものです。

さらに、この環境像は、下の図の5つの項目によって具体的に表されています。



しかし、その達成のためには、市だけでなく市民や事業者の皆さんがそれぞれの役割を理解し、協力と連携を深めながら積極的に行動していくことが大切です。

環境の世紀といわれる21世紀を迎え、これから先佐賀市の環境を担っていく皆さんのさらなるご理解とご協力をお願いします。

◎問い合わせ 環境課 ☎ 24・3151内線315

人として輝く21世紀

あらゆる差別をなくすためには

ただしい知識を**学習**し

●積極的に人権・同和教育研修会に参加しましょう。

差別をなくすため一人ひとりが **行動**しよう

- 家庭で差別の痛み、命の大切さなど人権問題について話し合しましょう。
- 職場では、性別による差別をなくしましょう。
- 地域では、高齢者やからだに障害のある方、外国人とのふれあいを大切にしましょう。

※佐賀市教育委員会では人権・同和教育研修会の出前講座を実施しています。お気軽にご利用ください。
連絡先：生涯学習課 社会同和教育係
☎24・3151(内線434)



毎月11日は**人権を考える日**です

人権教育(すべての人が幸せに生きることを尊重する教育)の基本は家庭です。家庭で身近な人権問題について語りあいましょう。



ボランティア(市民活動)

コーナーのご案内

ボランティア団体や市民のために、ボランティアの情報を提供したり、ボランティア活動に関する相談などを行うためのボランティアコーナーを1階市民ホール(17番窓口前)に設置しています。今回は、このコーナーにある情報(平成12年12月現在)をご紹介します。

◆掲示板

次のようなポスター、案内などが掲示されています。ご自由にご覧ください。

- ・2001年ボランティア国際年啓発ポスター
- ・さとづくりニュース

(ふくしさとづくりの会)

- ・宅老所「よいかた」ご案内
- ・市民生活支援センターふくしの家 グループホーム
- ・図書館を友とする会が入会のお誘い
- ・ビッグフット(あしなが育英会を支援する会・佐賀) 会員募集のご案内
- ・送迎ボランティア募集(通院介護支援センター「ふれあい佐賀」)
- ・ラブリーンの翼(タイ植林の様子)
- ・ゆうちょでボランティアしてみませんかNHKボランティアネット
- ・いのちの電話ボランティア募集

◆資料コーナー

要項、案内などの資料が置かれています。(チラシなどはこちらにお取りください)

- ・留学生支援基金
- ・絵を描いてみませんか
- ・全国ボランティア研究集会・佐賀集開催要項
- ・「地球市民の会」概要、さとおや通信(地球市民の会)
- ・「ふくしの家」宅老所、託児所ご案内
- ・介護保険サービスの1割負担で外出サービス(市民生活支援センターふくしの家)
- ・おさそいパソコン点訳をしてみませんか麦の会
- ・「佐賀手話サークルむつころう」へのお誘い
- ・世界の子どもたちと一緒に森をつくりませんか(財)オイスカ
- ・OISCA 2000・1(財)

◆資料閲覧コーナー

各種冊子、本、資料など閲覧することが出来ます。

オイスカ
・ふくしさとづくりの会(案内)
・「佐賀いのちの電話」パンフレット
・「スペシャル・オリンピック」ス
日本・佐賀」パンフレット

- ・ボランティア団体の活動概要(佐賀市社会福祉課)
- ・月刊ボランティア1月号、12月号(大阪ボランティア協会)
- ・「ボランティア国際年」通信(経済企画庁)
- ・特定非営利活動促進法(NPO法)のあらまし(県民生活課)
- ・生命尊重ニュース12月号(生命尊重センター)
- ・近くの山の本で家を作る運動(緑の列島ネットワーク)
- ・現代用語の基礎知識2001、NPO・NGOガイド
- ・老人福祉施設訪問「福寿会」(手作り演芸訪問ボランティア)パンフレット
- ・あしながニュース1999年活動報告
- ・月刊「波」(日本てんかん協会)
- ・ボランティア関係図書(ボランティアハンドブックほか10数冊)
- ・国民生活白書(平成12年度)

◎問い合わせ 社会福祉課
☎24・3151内線382

パートタイマー職業教室に参加してみませんか

佐賀公共職業安定所では、パートタイムでの就職を希望されている方を対象に「パートタイム就職へのステップとしての就職ガイダンス(働く心構え、労働条件、労働保険、税金など)」を開催します。

あなたも、この機会にぜひ参加してみませんか。

- ・日時 2月15日(木) 13時30分～16時
- ・場所 アバンセ
- ・参加料 無料
- ・定員 30人になり次第締め切ります。

◎申し込み・問い合わせ

佐賀公共職業安定所 ☎24・4361

水道の冬じたく



気温がマイナス4℃以下になると、防寒の不十分な水道管は凍ったり破裂したりすることがあります。

【凍ったり破裂しやすい所】

- ①水道管がむき出しになっている所
- ②水道管が北側にある所
- ③風あたりの強い所にある水道管

【水道が凍って出ないとき】 タオルをかぶせ、その上からゆつくりとぬるま湯をかけてときます。熱湯をかけると破裂やひび割れすることがありますので、ご注意ください。

【破裂したとき】 止水栓をしめて水を止めます。そして、破裂した部分に布かテープを巻きつけて応急手当をしてから、指定給水装置工事事業者へ修理をお申し込みください。

【防寒のしかた】

保温材を巻きます。蛇口が破裂しやすいので完全に包んでください。手近なものとして毛布、布などを利用してください。なお、これらが濡れないように、上からビニールなどを巻いてください。

◎問い合わせ 佐賀市水道局総務課 ☎33・1330

わんぱく探検隊 天山スキーツアー 参加者募集

・日時 2月25日(日)

8時～17時(予定)

※雨天時中止の場合あり

・ルート

各集合場所→天山スキー場
(富士町)→各集合場所にて解散

・集合場所

①佐賀駅バスセンター

②大和町役場

③富士町役場

④神埼町役場

⑤小城町役場のいずれかご希望の場所

・募集対象者

佐賀地区広域市町村圏内にお

住まいの小・中学生とその親(保

護者)。ただし1家族4人まで。

※未経験者(親・子)も可

・募集人員 80名(バス2台)

・参加費

1人千円(入場料、リフト券、

保険料、バス代含む)。道具レン

タル料については各自ご負担く

ださい。※すべてレンタルした

場合(1人) 大人6,000円

子ども3,000円



・募集期間

1月4日(木)～31日(水)※必着

・当選通知

2月9日(金)までに当選者のみ

に通知します。

・募集方法

はがきに【代表者の郵便番号、

住所、電話番号、参加者全員の

氏名、年齢、ご希望の集合場所】

と希望コース【スキー・スノー

ボード)か(見学)のうちいず

れか】を全員明記のうえお申し

込みください。

抽選で、参加者を決定します。

・申込先

〒849-0915

佐賀市兵庫町大字藤木100

6-1ほえみ館3階 佐賀

地区広域市町村圏組合総務課

・その他

集合時間は、当選通知に記載

しています。当日は弁当と手袋・

着替えをご持参ください。また、

動きやすい服装、防寒対策をし

てご参加ください。

佐賀駅バスセンター集合の方

は駐車場がありませんので公共

の交通機関などをご利用くださ

い。

レンタル希望者については、

当選通知に申込み用紙、利用票

を同封。

◎問い合わせ

佐賀地区広域市町村圏組合総

務課 ☎36・9431

公共ます接続状況調査の 実施について

市では、下水道の公共ます接

続状況調査を実施します。

これは、対象家屋(利用状況

を市で把握していない不明家

屋)の皆さまの敷地内へ立ち入

らせていただき、実際に公共ま

すを開けて、接続状況を確認さ

せていただくものです。

調査は市が委託した調査員が

実施について

し、建物内には立ち入りません。

また、対象となる皆さまへは

別途文書でお知らせします。

皆さまのご協力をお願いしま

す。

・調査期間

1月中旬～3月上旬

◎問い合わせ 下水道課

☎24・3151内線243

くらしの 情報

「成年後見制度」

最近、高齢者が昼間1人で留守番をしていることが多く、悪徳商法による契約に関する被害が増加しています。その中には、判断能力が不十分な痴ほう症高齢者が、大切な財産を失うような契約をしてしまうケースもみられます。

未成年の契約は親権者から取り消すことができます。これと同じように、自分1人では十分な判断力をもてない成人の意思決定を保護するために、誤った判断に基づいて契約をしてしまった場合は後見人が契約を取り消すことができる【成年後見制度】があります。

今までは禁治産・準禁治産の2種類でしたが、平成12年4月に改正され後見・保佐・補助の3種類に変わりました。これを【法定後見制度】とよびます。

新しい制度は、軽度の痴ほうの人などに補助人をつけることができたり、日用品の買い物などは本人だけで有効にできるなど、柔軟で利用しやすい制度です。また、従来の禁治産者のように戸籍に載るのではなく、法務局にある後見登記などファイルに記録されることとなります。

手続きは親族などから家庭裁判所に申し立て、認められると、裁判所が適切と考える成年後見人・保佐人・補助人が付けられ後見が開始します。

他に、本人があらかじめ任意後見人を定めておき、判断力が低下した時点で後見を開始する任意後見制度も創設されました。詳しくは佐賀家庭裁判所にお問い合わせください。

◎問い合わせ

佐賀家庭裁判所 家事係 ☎23・3161

佐賀市役所消費生活相談窓口 ☎24・3151内線214

佐賀市では、人権行政の総合的かつ効果的な推進を図るために「人権教育のための国連10年」佐賀市行動計画を策定しました。

今回は7回目として、外国人に関する問題についてご紹介します。

■外国人に関する問題の考え方について

【外国人問題とは】

さまざまな分野における国際化の進展に伴い、日本に滞在する外国人が多くなっています。

佐賀市でも、同様の傾向にあり、現在の外国人登録者数は、約1,200人となっています。

しかし、それに伴って文化や生活習慣の違いからくる誤解や偏見による差別の問題も注目されつつあります。

わが国は、歴史的にも地理的にもヨーロッパ、アメリカや他のアジアの国々と比較すると外国人との交流経験が浅く、言葉の違いや価値観、歴史観などの違いによる差別意識や偏見が見られるようです。

このため、外国人が日常生活に戸惑ったり、不利益な扱いを

受けるなどの問題が発生しています。

また、同じ外国人であっても、これまでの歴史的な経緯などから外国人に対する対応が異なる傾向があります。

【今後の進め方について】

これらの問題解決に向けて、本計画の中では次のようなことを掲げ、外国人問題への人権教育・啓発活動を展開していくこととしています。

①市民が人権とは何かということを理解し、外国人に対する人権を尊重する意識を高めるため、地域や企業、学校において人権教育・啓発活動を推進します。

②外国人が抱えている、さまざまな問題に対する相談機会の充

実など、外国人向けの支援体制の整備に努めます。

③言語や生活習慣の相違や情報の不足などから、地域や大学、職場などでさまざまな問題が生じています。

こうした状況を克服するため、市民や外国人が自由に出入りして、互いに情報交換や交流ができるような環境づくりに努めます。

外国人への差別や偏見をなくすためには、私たち一人ひとりが国籍と国境を超え、歴史、宗教、文化、生活習慣などを理解し、個人の尊厳と基本的人権を尊重しあうことが必要となります。

◎問い合わせ

人権・同和対策課 ☎24・3151 内線398、400



第67回

佐賀市都市計画審議会 開催のお知らせ

- ・日時 2月1日(木) 14時～
- ・場所 市役所大財別館4階会議室
- ・議案 佐賀都市計画道路の変更
佐賀都市計画公園の変更
- ・審議会の傍聴について

本審議会の傍聴を希望される方は、1月19日(金)までに電話で都市計画課(☎内線232)までご連絡ください。

◎問い合わせ

都市計画課 ☎24・3151 内線232

市民文化展開催

～あなたの自信作を見せてください～

市民文化展を1月29日(月)から2月2日(金)まで、市役所1階市民ホールで開催します。

会場には市民の皆さんから寄せられた絵画、書などを展示します。ぜひご来場ください。

また、市民文化展に展示する絵画、書道などの作品を募集しています。あなたの自信作をお寄せください。

《作品の募集》

◆出品種目

- ・絵画 (6号以下で額縁入りとする)
- ・書道 (縦160cm×横50cm以内で表装する)
- 1人1点
- ・その他

◆締め切り 1月24日(水)

◎問い合わせ

文化課 ☎24・3151 内線492

さが イラストマップ



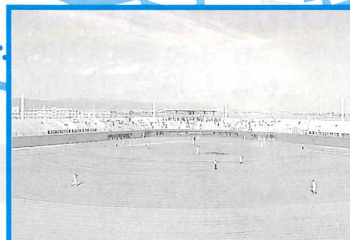
隔林亭



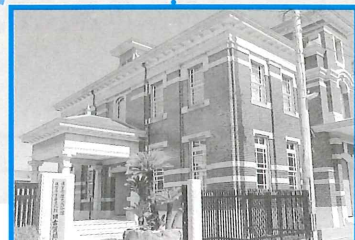
佐賀インターナショナル
バルーンフェスタ会場



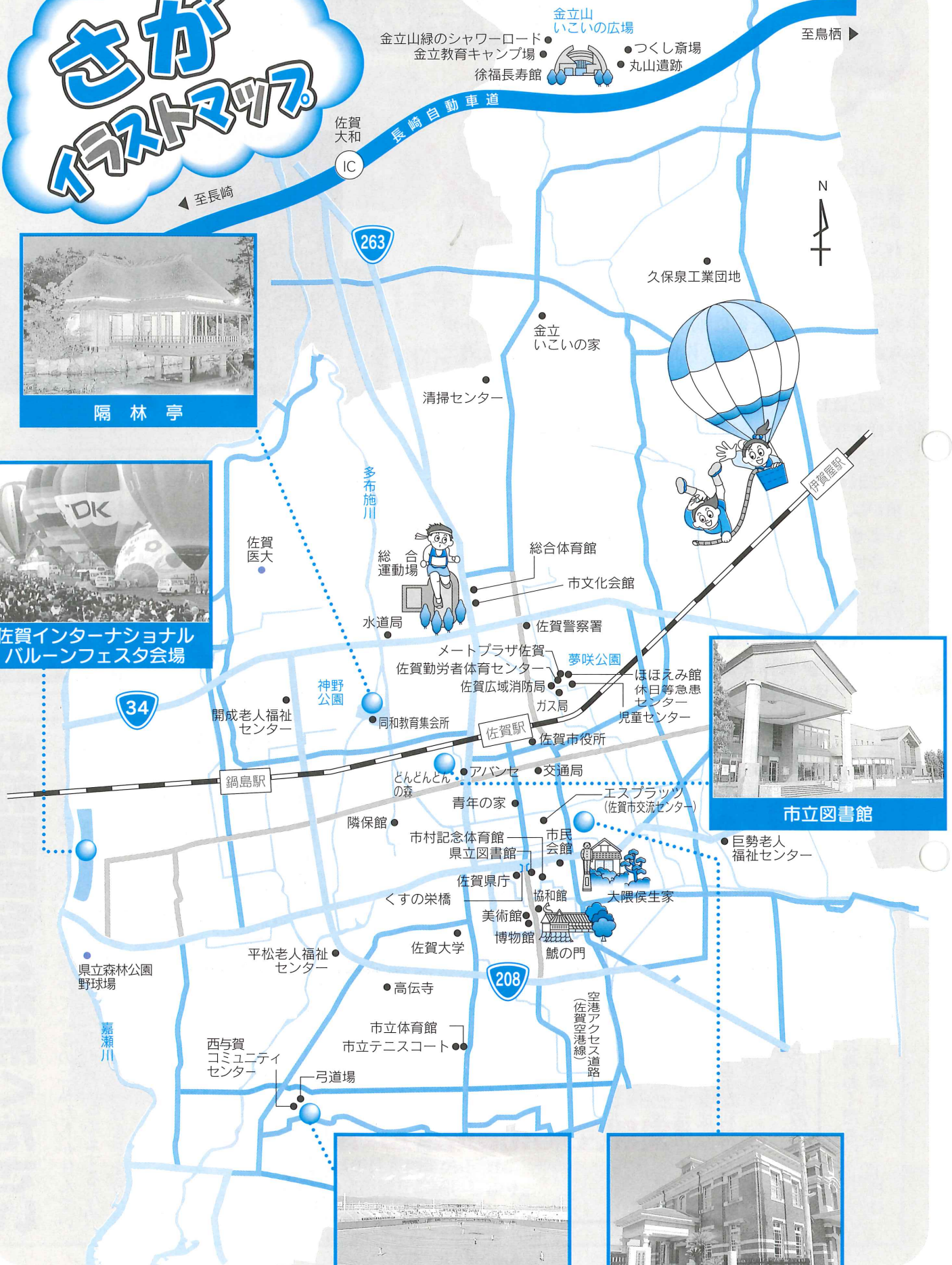
市立図書館



市立野球場(ブルースタジアム)



歴史民俗館



佐賀市 10 歴史探検

高伝寺の杉戸



高伝寺は佐賀藩鍋島家の菩提寺です。墓所には鍋島家・龍造寺家の石塔群が林立し、一大景観を形成しています。また、同寺は梅の名所でもあり、境内、墓所を中心に植栽されていて、開花期には紅梅、白梅が咲き乱れ、多数の見学者が訪れています。

このお寺には、大涅槃像、鍋島勝茂の子で若くしてなくなった忠直の坐像、御位牌所などの文化財があることが知られていますが、先ごろ、佐賀城の御殿に関係すると考えられる板戸、衝立の調査がなされました。

衝立は杉戸を再利用したもので庫裏の玄関に置かれ、杉戸は本堂などで使われています。これらには、鶴や虎、人物が鮮やかな色彩で描かれています。

これらの杉戸は佐賀城御殿で使われていたものとの伝承が以前からありましたが、それが事実なのか確認されていませんでした。

今回の調査では、杉戸の寸法に注目しました。それによると、普通の家屋のものより大型であり、佐賀城本丸御殿のような大規模な建物に使われていた可能性が高いという調査結果が得られました。

この杉戸の優雅さを感じながら、佐賀城本丸御殿に思いをはせて見ませんか。



一口メモ

本堂のご本尊の左側に小さな建築物があります。これは高伝寺釈迦堂といい、その内部には「お釈迦様」と文殊菩薩像、普賢菩薩像が安置されています。

これらは鍋島勝茂が承応2年(1653)に長崎で購入させた赤梅檀(しゃくせんたん=香木的一种)を用いて承応4年に京の仏師、宗仁に制作させたものです。



出前講座をご利用ください

「市役所ってどんなことをやっているの」「私たちが住んでいる町をもっと知りたい」など、皆さんのご要望にお応えするため、職員が出向いて市政の仕組みや制度、事業の内容などを分かりやすくご説明する出前講座を開設しています。

◆対象者 市内在住または市内に通勤・通学している方々で、10人以上のグループ(1回2時間程度)
◆テーマについて ご要望があれば可能な限り対応します。

出前講座のテーマ一覧

- 佐賀市の財政
- 行政改革
- 佐賀市の税金
- 情報公開
- 男女共同参画社会
- 駅前再開発
- 中心商店街活性化策等
- 消費生活
- バルーンフェスタ
- 農業振興と消費者との交流
- 農業集落排水事業
- 街路事業
- 公園事業
- 土地区画整理事業
- 下水道事業
- 建築行政
- 新焼却炉建設
- 環境保全
- ごみ問題
- 国民健康保険
- 国民年金
- 介護保険制度
- 介護予防・生活支援事業
- 障害者福祉事業
- 子育て支援事業
- 保育所
- 健康づくり事業
- ボランティア
- 通学区域
- 開かれた学校づくり
- 生涯スポーツの振興
- 人権・同和問題
- 芸術文化活動の推進
- 文化財の保存と活用
- 青少年の健全育成
- 図書館の上手な利用法
- 都市ガス
- 市営バス
- 水道料金の仕組み

※その他詳しいことは市民相談室までお尋ねください。
◎問い合わせ 市民相談室 ☎24・3151 内線158・160



市の花「さざんか」
昭和54年4月制定

人口 166,162人 (+112) 男 78,943人 (+ 36) 11月30日現在の人口
世帯 63,695 (+ 39) 女 87,219人 (+ 76) ()内は前月との差